

法律の基礎

(一社) 日本経営協会 田 鹿 俊 弘

法治国家である我が国においては、「法律による行政」が大原則となります。したがって、公務員として、また地方行政職員としても、法律の範囲の中で、また、法律を根拠として職務を遂行することは当然のこととされています。特に住民の権利を制限したり、住民に義務を課す必要のあるときは、慎重に法令の解釈・適用を議論し、時として根拠となる法令の整備をしなければなりません。

多くの場合、「法」とか「法律」という言葉を聞くだけで、難解なものを受け止められ、なじみにくい印象を持たれがちですが、先述のように法治国家の公務員としては法を意識しておくことが求められています。各自治体において行政職員として仕事を開始されてからは職場の上司や先輩から担当の業務についていろいろなことを学んだと思いますが、それらの一つ一つは「法律でこのようなやり方をするのが定まっている…」、「法律に根拠があるのでこのようなことができる…」といったこと、言わば法律を学んでいたとも言えるのです。これらのことは、自治体職員にとっては、自然に法に親しみ、法を理解しているわけです。

また、住民からの様々な要求や期待の中には、不当なものや到底実現不可能なものもありますが、それらに対する説得の手法としても法の存在に助けられることもあります。つまり、法とか法律というものは決して難しいものではなく、逆に仕事をする上で、便利で役に立つものと考えることができます。この研修では、法や法律に対する苦手意識を払拭して、むしろ面白く使い勝手のよいものであるということに気付いていただくことから始め、興味を持っていただきます。

さらに地方分権社会の確立で自治体における実情に応じた政策立案の範囲が格段に拡充した現在では、むしろ自分たちで法（条例・ルール）を作って、住民福祉につながる政策を積極的に推進してゆく時代であり、政策法務の重要性についても気付いていただきます。



同志社大学法学部法律学科を卒業。

滋賀県草津市役所に入庁後、総務課にて法制事務を担当。その後、滋賀県庁市町村振興課に出向し、県内市町村の行政指導に従事。

草津市に復帰後は、財政課行政改革担当参事として第三次草津市行財政改革を担当。その後、議会事務局次長として、議会改革を担当。(対面式一問一答方式、政務調査費支出の適正化、議員立法、議会からの政策提言、インターネットによる議会中継を実現する。)総務部理事(部長級)を最後に同市を退職。その後、研修講師として全国の自治体で階層別研修、専門研修を担当している。